

令和5年度運営指導状況について

【資料4】

サービス種別	項目		事例	指導内容
介護予防支援	運営に関する基準	業務継続計画の策定等	運営規程に業務計画の策定等を定めていたにもかかわらず、策定されていることが確認できなかった。	速やかに対応すること。
サービス種別	項目		事例	指導内容
居宅介護支援	運営に関する基準	勤務体制の確保等	『職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。』とされているが、必要な措置を講じていることが確認できなかった。	「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に基づき、必要な措置を講ずること。
	加算について	特定事業所集中減算の適用	特定事業所集中減算の算定の結果、割合が80%を超えた期間があったにも関わらず、当該書類を市に提出していないことが判明した。	未提出期間は特定事業所集中減算が適用されるため、速やかに、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の提出と、過誤調整を行うこと。
サービス種別	項目		事例	指導内容
指定地域密着型通所介護	人員に関する基準	従業員の員数	指定地域密着型通所介護の単位ごとに、介護サービスの提供にあたる看護職員は1以上確保しなければならないが、看護職員の出勤が確認できない日があった。	今後は確保すること。
			専門職の職員を雇用する際には該当の資格を保持しているかを確認しなければならないが、職員の資格証を確認した形跡が見受けられなかった。	今後新たに従業員を雇う際には、必ず資格証の確認を行うこと。
	運営に関する基準	勤務体制の確保等	『職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。』とされているが、必要な措置を講じていることが確認できなかった。	「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に基づき、必要な措置を講ずること。
		非常災害対策	『非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。』とされているが、事業所の対応計画（マニュアル）が確認できなかった。	速やかに作成すること。
サービス種別	項目		事例	指導内容
小規模多機能型居宅介護支援	運営に関する基準	勤務体制の確保等	『職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。』とされているが、必要な措置を講じていることが確認できなかった。	「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に基づき、必要な措置を講ずること。
		地域との連携等	運営推進会議の公表が確認できなかった。	速やかに公表すること。

サービス種別	項目		事例	指導内容
看護小規模多機能型居宅介護支援	運営に関する基準	勤務体制の確保等	『職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。』とされているが、必要な措置を講じていることが確認できなかった。	「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に基づき、必要な措置を講ずること。
		地域との連携等	運営推進会議の公表が確認できなかった。	速やかに公表すること。
サービス種別	項目		事例	指導内容
認知症対応型共同生活介護	人員に関する基準 運営に関する基準	従業員の員数	計画作成担当者の介護支援専門員が常勤であるのにも関わらず、小規模多機能型居宅介護事業所との兼務の状態が続いている。	速やかに、是正すること。
		事故発生時の対応	利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない、とされているが、市への事故発生の連絡が一部行われていなかった。	ルールに基づき対応すること。
		地域との連携等	運営推進会議の公表が確認できなかった。	速やかに公表すること。
		勤務体制の確保等	『職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。』とされているが、必要な措置を講じていることが確認できなかった。	「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に基づき、必要な措置を講ずること。
		秘密保持等	『指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。』又、『指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。』とされているが、従業者全員の秘密保持等の誓約書が確認できなかった。	速やかに対応すること。
		苦情処理	『指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。』とされているが、苦情処理に対応する独自のマニュアルが確認できなかった。	速やかに対応すること。
		地域との連携等	運営推進会議の公表が確認できなかった。	速やかに公表すること。
		指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	『指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。』とされているが、評価の結果の公表が確認できなかった。	速やかに公表すること。